

函館市恵山福祉センター入浴優待事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者および母子家庭に属する者の福祉増進を図るため、函館市恵山福祉センターへ入浴優待する事業（以下「入浴優待事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(入浴優待事業の対象者)

第2条 入浴優待事業の対象者（以下「対象者」という。）は、函館市の旧恵山町地区に住所を有する者であって、函館市恵山福祉センター条例（平成16年函館市条例第74号）別表に規定する中学生以上の障害者および母子家庭に属する者とする。

2 年度の途中において60歳に達する者については、その達する月の初日以降は対象者とししないものとする。

(優待の実施)

第3条 入浴の優待は、年度を単位とし、対象となる期間の月ごとに1回を限度として行うものとする。

(優待の申請)

第4条 入浴の優待を受けようとする者は、あらかじめ、障害者または母子世帯の世帯員であることを証する書類を提示して、別記第1号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

(優待券の交付)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、対象者であると認めるときは、別記第2号様式の優待券を交付するものとする。ただし、年度途中に申請があった場合には、申請月を含む残月数分有効の優待券を交付するものとする。

2 第2条第2項の対象者には、対象となる期間の月数分有効の優待券を交付するものとする。

(優待券の使用等)

第6条 対象者は、入浴の優待を受けようとするときは、優待券を窓

口または受付に提示して、押印を受けなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式

(第4条関係)

函館市恵山福祉センター入浴優待券交付申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住所
氏名

次のとおり、函館市恵山福祉センター入浴優待券の交付を申請します。

住 所		電 話	
氏 名		生年月日	
申請事由	障 害 () ・ 母 子		
母子世帯 の世帯員		生年月日	
		生年月日	
		生年月日	

優待券の交付にあたり、私および世帯員の住民票の個人情報の閲覧について、同意いたします。

処理欄

確認書類等	身体・精神・療育・児扶・診断書・住基
-------	--------------------

別記 2 号様式
(第 5 条関係)

(表)

年度 函館市恵山福祉センター入浴優待券
利用者 住所 _____ 氏名 _____
函館市恵山支所

(裏)

利用確認欄					
* 利用の際に押印を受けてください。					
* 月に1回利用できます					
4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月